

貸出の状況（単体）

平成14年度中間期の計数は、旧三井住友銀行と旧わかしお銀行の単純合算計数を表示しております。

貸出金の業種別構成

（金額単位 百万円）

区分		平成15年度中間期末	平成14年度末
国内店	製造業	5,918,501	6,031,262
	農業、林業、漁業及び鉱業	159,085	192,795
	建設業	2,011,721	2,385,278
	運輸、情報通信、公益事業	3,200,039	2,968,971
	卸売・小売業	5,659,243	5,812,485
	金融・保険業	5,058,907	5,419,634
	不動産業	7,422,864	8,240,327
	各種サービス業	5,581,639	5,622,703
	地方公共団体	394,584	508,144
	その他	16,673,375	16,614,280
	合計	52,079,963	53,795,885
海外店	政府等	88,481	119,468
	金融機関	240,181	236,116
	商工業	2,576,498	2,945,122
	その他	168,398	185,772
	合計	3,073,559	3,486,479
総合計		55,153,522	57,282,365

（注）1. 海外店には特別国際金融取引勘定分を含めております。

2. 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内店」に係る各業種別の貸出金残高は、改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

（金額単位 百万円）

区分		平成14年度中間期末
国内店	製造業	6,738,042
	農業、林業、漁業及び鉱業	165,332
	建設業	2,800,438
	運輸、通信その他公益事業	2,698,280
	卸売・小売業及び飲食店	6,570,238
	金融・保険業	5,097,287
	不動産業	8,413,128
	サービス業	6,028,094
	地方公共団体	475,194
	その他	15,576,418
	合計	54,562,464
海外店	政府等	221,313
	金融機関	292,175
	商工業	4,086,566
	その他	121,313
	合計	4,721,368
総合計		59,283,833

（注）海外店には特別国際金融取引勘定分を含めております。

個人・中小企業等に対する貸出金及び割合

(単位 百万円、%)

区分	平成 14 年度中間期末	平成 15 年度中間期末	平成 14 年度末
中小企業等貸出金残高	36,791,883	35,937,060	36,733,241
中小企業等貸出金比率	67.4	69.0	68.3

(注) 1. 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引動定分は含まれておりません。
 2. 中小企業等とは、資本金 3 億円(ただし、卸売業は 1 億円、小売業、サービス業は 5 千万円)以下の会社又は常用する従業員が 300 人(ただし、卸売業は 100 人、小売業は 50 人、サービス業は 100 人)以下の会社及び個人であります。

消費者ローン残高

(金額単位 百万円)

区分	平成 14 年度中間期末	平成 15 年度中間期末	平成 14 年度末
消費者ローン残高	13,462,319	13,956,671	13,665,876
住宅ローン残高	12,037,048	12,717,977	12,339,291
うち自己居住用の住宅ローン残高	7,993,394	8,757,092	8,346,632
その他ローン残高	1,425,271	1,238,693	1,326,585

(注) 住宅ローン残高については、住宅ローン・アパートローンに加えフリーローンなどで資金使途が居住性のもも含めております。

リスク管理債権

(金額単位 百万円)

区分	平成 14 年度中間期末	平成 15 年度中間期末	平成 14 年度末
破綻先債権	219,241	145,947	172,403
延滞債権	2,780,046	1,957,746	2,390,173
3 カ月以上延滞債権	95,871	94,513	114,756
貸出条件緩和債権	2,554,225	1,634,826	2,492,199
合計	5,649,384	3,833,032	5,169,531

各債権の定義

「破綻先債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者や手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金。
 「延滞債権」：未収利息を収益不計上扱いとしている貸出金のうち、破綻先債権に該当する貸出金及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金を除いた残りの貸出金。
 「3 カ月以上延滞債権」：元本又は利息の支払いが、約定支払日の翌日を起算日として 3 月以上延滞している貸出金(除く、)。
 「貸出条件緩和債権」：経済的困難に陥った債務者の再建・支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出金(除く、)。

金融再生法に基づく開示債権

(金額単位 億円)

区分	平成 14 年度中間期末	平成 15 年度中間期末	平成 14 年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,193	5,061	5,249
危険債権	25,523	16,312	21,295
要管理債権	26,501	17,293	26,069
(小計)	(57,217)	(38,666)	(52,613)
正常債権	598,986	566,238	573,134
合計	656,203	604,904	625,747

各債権の定義

本開示債権は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成 10 年法律第 132 号)第 7 条に基づき開示するものであり、同法第 6 条に基づき、(中間)貸借対照表の貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定、及び使用貸借又は賃貸借契約による貸付有価証券について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分しております。

「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」：破産、会社更生、再生手続き等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権。
 「危険債権」：債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権。
 「要管理債権」：3 カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権(除く、)。
 「正常債権」：債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記 から までに掲げる債権以外のものに区分される債権。